

令和 6 年 市 議 会
議員提出議案第 1 3 号

別府市議会委員会条例の一部改正について

別府市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 提出

提出者	別府市議会議員	三 重 忠 昭
賛成者	別府市議会議員	森 裕 二
賛成者	別府市議会議員	小 野 佳 子
賛成者	別府市議会議員	安 部 一 郎
賛成者	別府市議会議員	野 口 哲 男
賛成者	別府市議会議員	吉 富 英三郎

記

別府市議会委員会条例の一部を改正する条例

別府市議会委員会条例（昭和 3 2 年別府市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項ただし書中「第 1 9 条」の次に「(秘密会)」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「開会場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法での開会の請求があるとき。」を「委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

第21条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第25条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項ただし書中「とくに」を「特に」に改め、同条第2項を削る。

第28条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改め、同条第4項中「（代理人又は文書による意見の陳述）」を「（代理人又は文書等による意見の陳述）」に改める。

第29条第1項中「調製」を「作成」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部改正により地方議会に係る手続のオンライン化が可能となったこと等に伴い、条例を改正しようとするものである。